

## 社会福祉法人ケアふくい 役員等の報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ケアふくい（以下「この法人」という。）定款8条及び第21条の規程に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員以下「役員等」という。）の報酬等の支給の基準及び報酬について定めるものとする。

### (報酬等の支給)

第2条 役員等にはその勤務形態に応じ、次の報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等（この法人を主たる勤務場所とする者）については、報酬、賞与及び退職手当を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

2 常勤役員等に対する退職手当は、役員等として円満に任期の満了、または辞任、死亡により退任したものに支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

### (常勤役員等の報酬等の額の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 報酬 別表第1に定める額
- (2) 賞与 別表第2に定める算式により算出される額
- (3) 退職手当 別表第3に定める算式により算出される額
- (4) 通勤手当については、職員給与規程通勤手当の規程に準じる額

### (非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 報酬 別表第4に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

### (当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は支給しない。

- (1) 法人の職員を兼務する役員等は、給与規程を適用する。

(報酬等の支給方法)

第 6 条 非常勤役員等に対する報酬等の支給の時期は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 翌月 20 日（ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、職員給与規程に準じて支給）
- (2) 賞与 毎年 7 月及び 12 月
- (3) 退職手当 任期の満了、辞任又は死亡により退職した後 3 か月以内

2 非常勤役員等に対する報酬は、当該業務にあたった都度、支給する。

3 報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割計算)

第 7 条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途において就任し、又は退任し、若しくは解任された場合における報酬の額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 第 2 項の規程にかかわらず、常勤役員等が死亡により退任した場合には、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第 8 条 この規程により、計算金額に 1 円未満の端数が生じたときは、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50 銭以上 1 円未満の端数を生じたときは、これを 1 円に切り上げる。

(費用の弁済)

第 9 条 この法人は、役員等がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 役員等には、出張に要する旅費(宿泊費含む)を、別に定める旅費規程に準じて支給することができる。

(公表)

第 10 条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第 11 条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第 12 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

この規程は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。

令和 7 年 3 月 28 日に改訂し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

別表第 1 (常勤役員等の報酬)

役職名	報酬の額	年度総額
理事長	月額 1,300,000 円以内	年額 18,200,000 円以内
業務執行常務理事	月額 700,000 円以内	年額 9,800,000 円以内
理事	月額 400,000 円以内	年額 5,600,000 円以内

別表第 2 (常勤役員等の賞与)

7 月の賞与	報酬月額×1 か月×業績
12 月の賞与	報酬月額×1 か月×業績

別表第 3 (退職手当)

常勤役員

最終報酬月額×在職年数×係数

※上記在任年数は 1 か月を単位とし、端数は月割りとする。ただし、1 か月未満は 1 か月に切り上げる。

別表第 4 (非常勤役員等の報酬)

(1) 評議員の報酬

区 分	日 額	年度総額 (※)
評議員	5,000 円	年額 240,000 円以内

※定款第 8 条に基づく

(2) 理事

区 分	日 額	年度総額
理事	5,000 円	年額 200,000 円以内

(3) 監事

区 分	日 額	年度総額
監事	5,000 円	年額 100,000 円以内

## 社会福祉法人ケアふくい 委員会等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ケアふくい（以下「この法人」という。）の評議員選任、解任員及び苦情第三者委員等この法人が任命した委員の報酬について定めるものとする。

### (報酬の支給)

第2条 委員等が委員会等に出席した場合には、次の報酬を支給する。

- |                  |         |
|------------------|---------|
| ① 評議員選任・解任委員会の開催 | 5,000 円 |
| ② 苦情第三者委員会の開催    | 5,000 円 |

### 附則

この規程は、令和6年12月2日より施行する。